配当公告

名古屋市名東区平和が丘四丁目一八番地
破産者　小野　昇

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一七九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四、六一二、五三九、七一九円

一、配当をすることのできる金額
金五一、四七〇、三二一円

平成二十四年三月二十二日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階愛知さくら法律事務所
破産管財人　山田　敏

配当公告

愛知県西尾市一色町一色古新田四三番地
破産者　株式会社キク

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十一年（フ）第五六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
優先的破産債権　金六二、〇五六、六七八円

一、配当をすることのできる金額
優先的破産債権　金一六、一四七、八三〇円

平成二十四年三月二十二日
愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三番地三
破産管財人　弁護士　中根　常彦

配当公告

京都府長岡京市梅が丘三丁目一三一番地二、事業所所在地大阪府三島郡島本町江川二丁目一三番二―一〇一号
破産者　ナンバ眼科医院こと　難波　健

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十三年（フ）第八一五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二一九、八六六、三九二円

一、配当することのできる金額
金一一、七〇八、九四八円

平成二十四年三月二十二日
大阪市北区堂島浜一丁目一番五号大阪三菱ビル六階梅田総合法律事務所
破産管財人　今田　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大森区大森七丁目九六番地、最後の住所不明、不動産登記簿上の住所那珂郡野口村三四番地　被相続人　亡　髙瀬こつい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
事務所茨城県水戸市泉町二丁目三番二号中央ビル六F六〇三号
相続財産管理人　弁護士　松井　敏博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県吉川市大字平沼二一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　星野　正好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
埼玉県越谷市弥生町一―四越谷弥生ビル四階
相続財産管理人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市御廟二丁目二三九番地の一四、最後の住所新潟県長岡市永田一丁目七番九号　被相続人　亡　髙橋　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
新潟県長岡市天下島一丁目一一番九号、事務所新潟県長岡市台町一丁目四番一九号
相続財産管理人　佐藤　進一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市鹿教湯温泉一三〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　尾立　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
長野県上田市中央北二丁目六番一七号
相続財産管理人　土屋　準

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市見付四八五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙柳　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
静岡県浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階　佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　祐尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市鍛冶町九六番地、最後の住所静岡県浜松市広沢二丁目四九番二号　被相続人　亡　秋田　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
静岡県浜松市中区池町二二一番地の五
大石康智法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市井田町五六五番地一〇、最後の住所愛知県岡崎市竜泉寺町字松本三四番地六　愛厚ホーム岡崎苑　被相続人　亡　中神　喜恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
愛知県岡崎市羽根町東荒子三八番地一ｆ．ａ．ｓビル二階　弁護士法人ＯＦＦＩＣＥシンカイ
相続財産管理人　弁護士　新海　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市伊勢田町大谷一六番地一、最後の住所京都府宇治市伊勢田町大谷一六番地の一　パデシオン伊勢田駅前三〇二号　被相続人　亡　北川　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
京都市中京区蒔絵屋町二六七　烏丸二条ビル四Ｆ　中京法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山之口　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市沼町三五四番地、最後の住所大阪府岸和田市上野町東二二番一五号　被相続人　亡　増田　寛昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
大阪市北区西天満一丁目七番二〇号ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル五〇三
相続財産管理人弁護士　折田　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市十番丁八四番地、最後の住所大阪府泉南郡岬町深日三一六九番地　被相続人　亡　河島　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十二日
大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

第18期決算公告

平成24年3月14日
札幌市中央区南1条西4丁目16番地
株式会社日本旅行北海道
代表取締役　落合　周次

貸借対照表の要旨
（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	534,254
	固定資産	121,704
	合計	655,958
負債及び純資産の部	流動負債	436,536
	固定負債	57,665
	株主資本	161,756
	資本金	50,000
	利益剰余金	111,756
	その他利益剰余金	111,756
	合計	655,958

(注)　当期純損失　15,301千円